

芦屋市共に暮らすまち条例関連施策の取組状況及び評価について

令和3年1月1日に施行した「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」(愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例)について、条例第14条に基づき、年度ごとに関連施策の実施状況を確認し、評価を行うことになっています。

当該評価については、芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい団体による(施策レベル)評価を経て、自立支援協議会において総合評価を行い、後日、ホームページにて公表する予定です。

(施策の実施状況の確認及び評価)

第14条 市は、この条例に基づく施策の実施状況を確認し、及び評価した上で公表し、施策に反映するものとする。

1 対象となる施策

対象となる施策は、条例第2章に定める施策とし、施策ごとに関連する取組について取組状況を確認し、当該内容について評価を行います。取組については、「芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画」において示した取組のうち、本条例に関連する取組が対象となっています。

【第2章 障がいを理由とする差別を解消するための施策】

1 障がいの理解に関する施策の実施 (条例第8条)	1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施
	第1項 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるため、研修その他必要な施策を実施するものとする。
2 合理的配慮の提供支援に関する施策の実施 (条例第9条)	1-2 障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施
	第2項 市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が互いに交流することができる機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。
2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施	市は、事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。

<p>3 <u>社会参加の機会の拡大</u> (条例第10条)</p>	<p>3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施</p> <p>市は、障がいのある人の社会参加の機会を拡大するため、事業を実施するに当たっては、障がいのある人もない人も共に参加できるよう努めるものとする。</p>
<p>4 <u>政策形成過程への参画</u> (条例第11条)</p>	<p>4 政策形成過程への参画</p> <p>市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人（その家族及び支援者を含む。）からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。</p>

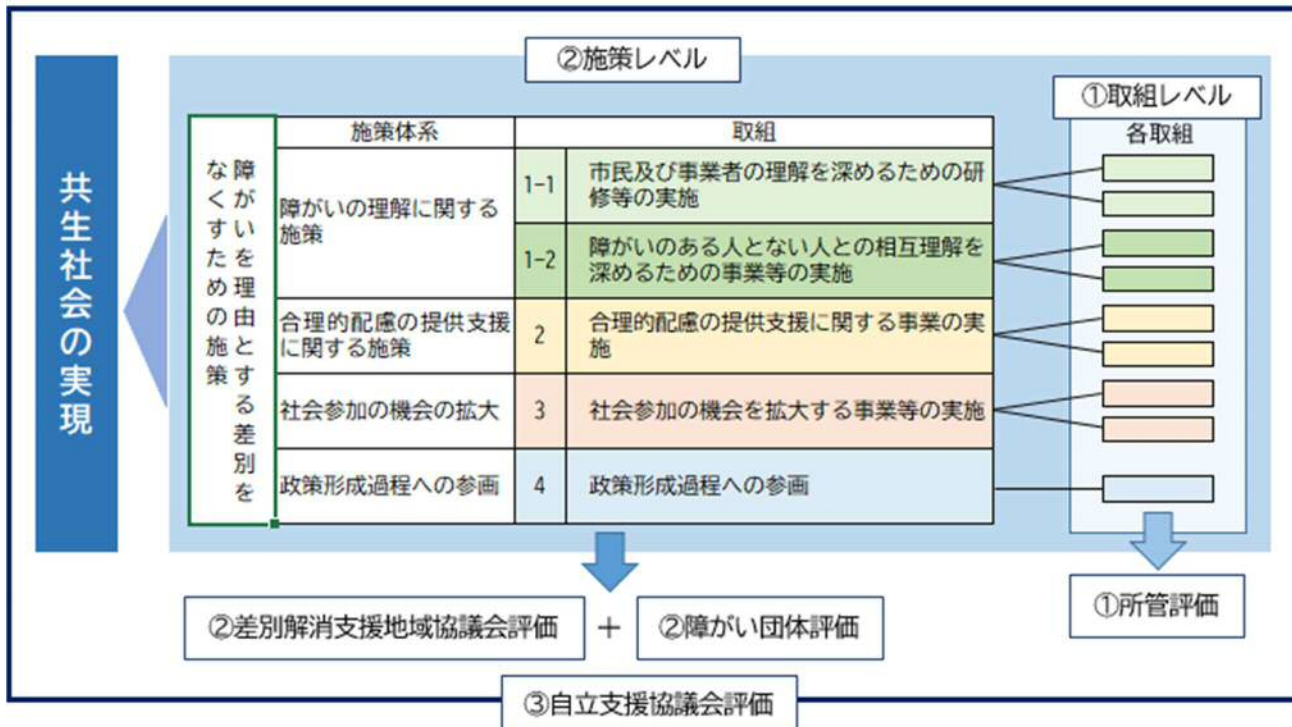
2 評価の視点

各取組において、4つの社会的障壁(バリア)の解消に資する取組であったかどうかを評価の視点とします。

<p>◆ 4つの社会的障壁(バリア)</p>	<p>① 物理的なバリア（利用する人が不便さを感じるバリア）</p> <p>② 制度的なバリア（社会ルールや制度によって感じるバリア）</p> <p>③ 文化・情報面でのバリア（情報を平等に得ることができないバリア）</p> <p>④ 意識上のバリア（偏見や差別から生じるバリア）</p>
-------------------------------	--

3 評価方法

(1) 評価体系



① 取組レベルでの所管評価 → ② 施策レベルでの障がい者差別解消支援協議会・障がい団体評価
→ ③ 自立支援協議会本会議において総合評価 の流れで行います。

(2) 評価基準

「2 評価の視点」から、下記評価基準に基づき各段階において評価を行います。

